

TTCオンラインセミナー

FRAND訴訟の最新状況とSEP戦略への示唆

2025年4月24日

弁護士 松永 章吾

標準必須特許(SEP)の性質

標準必須特許(SEP)は市場を独占し、競争法の適用が及ぶ特許

■ 従来の特許(Non-SEP)

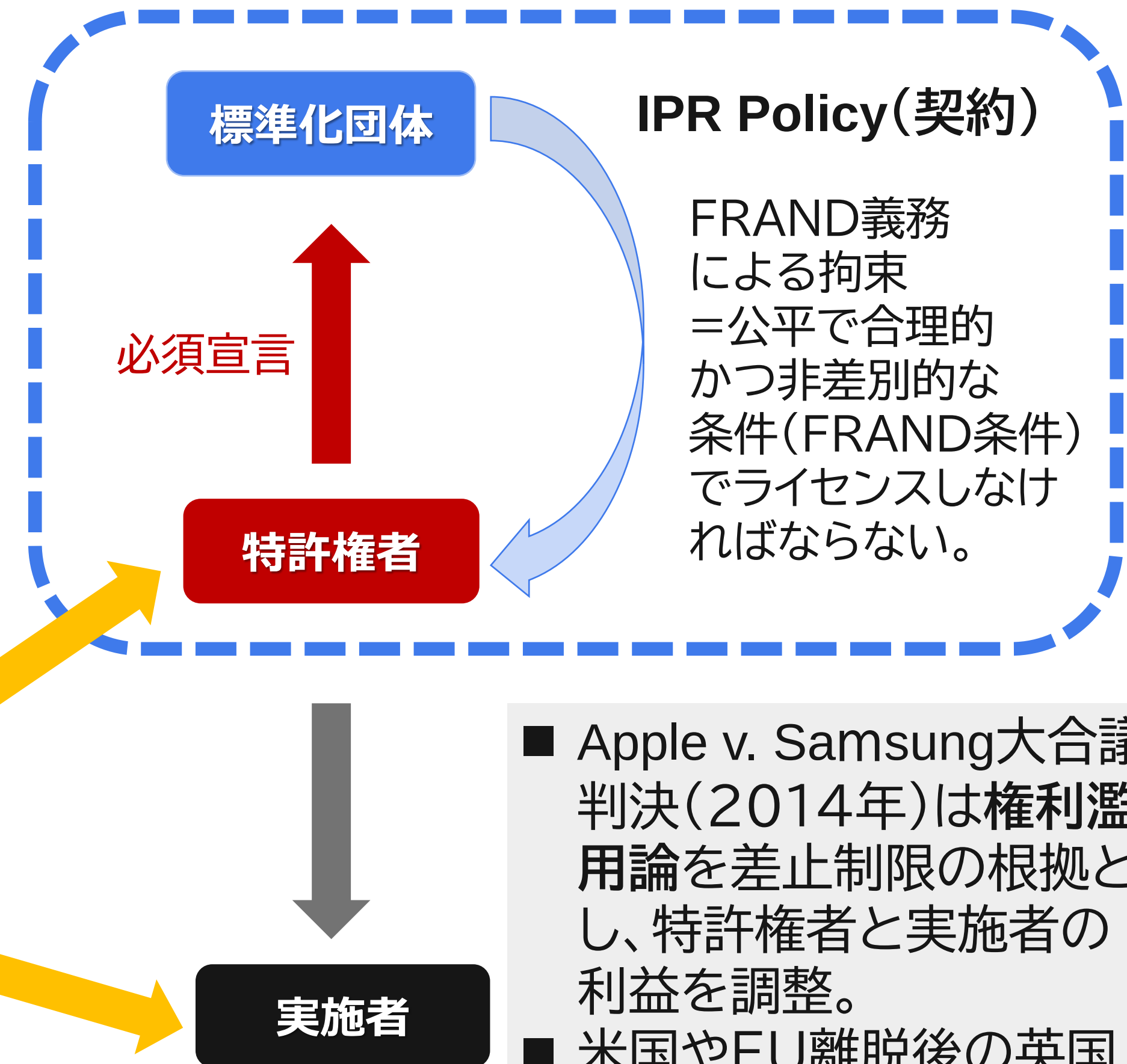
- 発明(技術)を独占する権利
- 他の企業は別の技術で市場で競争できる(設計変更による侵害回避が可能)。
- 競争法との抵触は生じない。

■ SEP

- 技術だけでなく市場をも独占する権利
- 他の企業は他の技術では標準化された製品やサービスを提供することができない。
- 競争法との衝突が生じる。(差止が制限される。)



FRAND訴訟主要裁判管轄国の裁判所は、差止制限の根拠を競争法に競争法上権利者のみならず**実施者にも誠実交渉義務が課されることを明確にしている。**



FRAND義務による拘束
=公平で合理的かつ非差別的な条件(FRAND条件)でライセンスしなければならない。

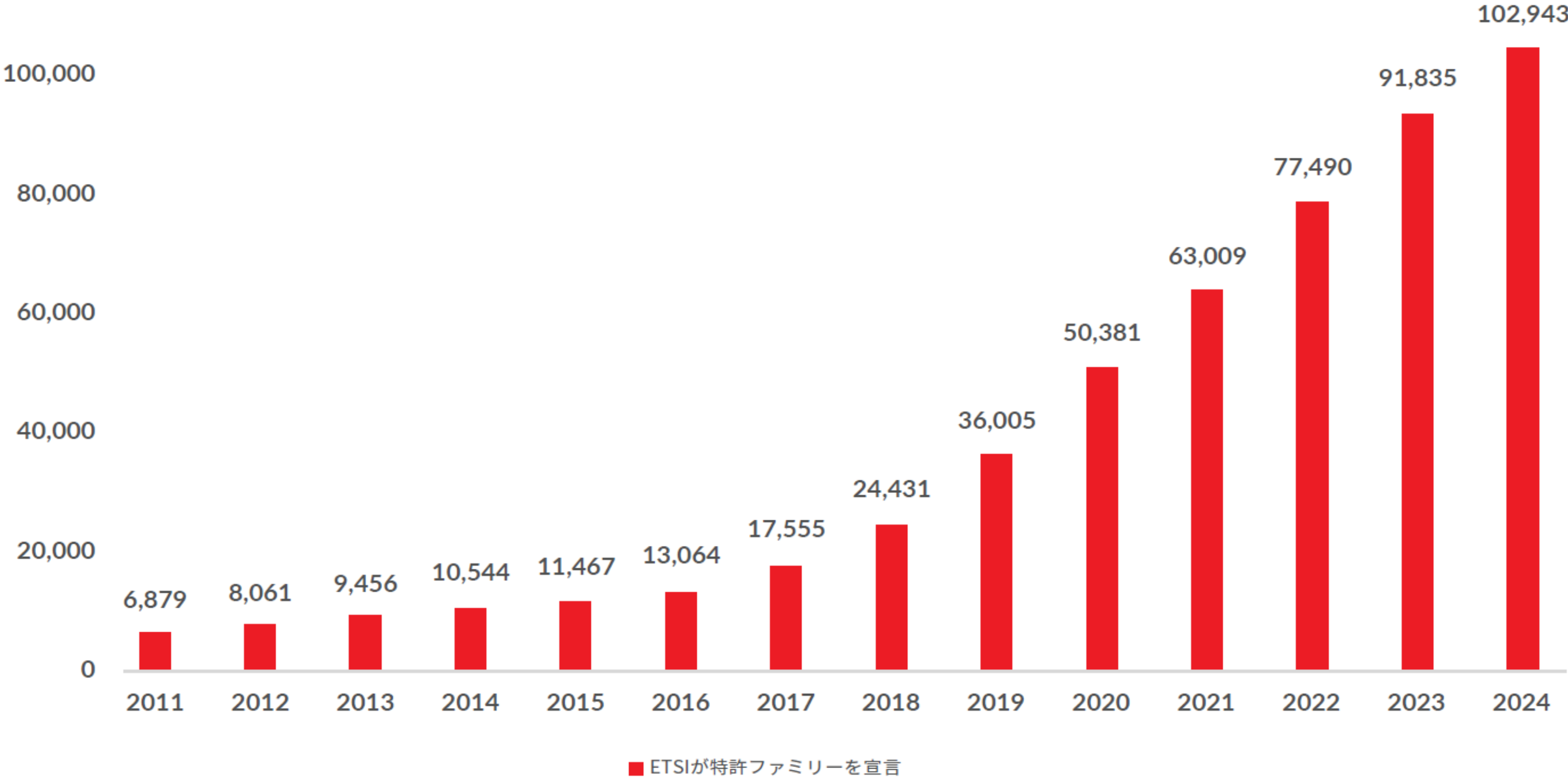
- Apple v. Samsung大合議判決(2014年)は**権利濫用論**を差止制限の根拠とし、特許権者と実施者の利益を調整。
- 米国やEU離脱後の英国のように**契約理論**を差止制限の根拠とし、利益調整を図る国もある。

急増するIoT製品

■ CellularやWi-Fiモジュールを実装する製品の種類や数は増加し続けている。



増え続けるSEP(例:5G)



Source: LexisNexis®

研究開発費比率(2023年)			
	企業名	研究開発費	対売上高
1	Huawei	3兆1,000億円	23.40%
2	Qualcomm	1兆3,254億円	25.00%
3	Samsung	非公開	非公開
4	Ericsson	7,161億円	20.00%
5	Nokia	6,823億円	19.44%

権利者の開発投資も高額化している。

(参考:トヨタ自動車の研究開発費は1.3兆円)

大型化し、複数管轄で争われるSEP訴訟

Ericsson v. Lenovo

-  1. 2023年10月 EricssonがITCに提訴(SEP)
-  2. 2023年10月 EricssonがNorth Carolinaで提訴(Non-SEP)
-  3. 2023年10月 Lenovoが英国で提訴(SEP)
-  4. 2023年11月 Ericssonがブラジルで仮処分申立(SEP)
-  5. 2023年11月 Ericssonがコロンビアで仮処分申立(SEP)
-  6. 2023年11月 Lenovoが英国で提訴(SEP/Non-SEP)
-  7. 2023年12月 EricssonがITCに提訴(SEP)
-  8. 2024年1月 LenovoがUPCに提訴(SEP)
-  9. 2024年2月 Lenovoが英国で提訴(SEP)
-  10. 2024年3月 LenovoがITCに提訴(Non-SEP)
- 11. 2024年4月 和解**

Panasonic v. Oppo

-  ■ 中国北京知財裁判所に提訴
-  ■ ミュンヘン地裁に提訴
 - 2024年9月20日 差止及び損害賠償請求の認容判決
-  ■ UPCマンハイム地方部に提訴
 - 2024年11月22日 差止及び損害賠償請求の認容判決
-  ■ UPCミュンヘン地方部に提訴
-  ■ 英国高等裁判所に提訴
- 2025年1月 和解**

- Non-SEPの場合と異なり、SEPに基づく差止訴訟の目的は、市場から特許実施品を排除することではなく、あくまでFRANDロイヤルティの支払いを得ることにある。
- そのために提起する訴訟は、特許権者(SEP保有者)にとっても大きな負担となる。
- 世界のFRAND差止判決は、**ホールドアウト**(積極的な誠実交渉によってではなく、交渉を遅延させる**不誠実交渉**によって自己に有利なライセンス条件を得ようとする行為)を行う実施者の行為に起因して言渡されている。
- **日本もセルラー、Wi-Fi、ビデオコーデック標準実装品(モバイル端末)の重要な市場**であるが、訴訟が提起されない。

Rank	最終特許権者	HQ	5G宣言特許ファミリーのランキング (出願中および取得済)	5G宣言特許ファミリーのランキング (取得済)	5G宣言特許ファミリー取得済ランキング (5G宣言のみ)	5G規格技術寄書ランキング
1	Huawei	CN	1	1	1	1
2	Qualcomm	US	2	2	2	4
3	Ericsson	SE	5	5	4	2
4	LG Electronics	KR	3	3	3	10
5	Samsung	KR	4	4	6	6
6	ZTE	CN	6	6	8	5
7	Nokia	FN	7	7	9	3
8	Oppo	CN	8	8	5	14
9	CICT (CICT Group + CICT Mobile)	CN	10	9	10	8
10	vivo Holdings (Dongguan)	CN	11	10	7	12

(※ 出典:レクシスネクシス社「Who is Leading the 5G Patent Race 2025」より抜粋)

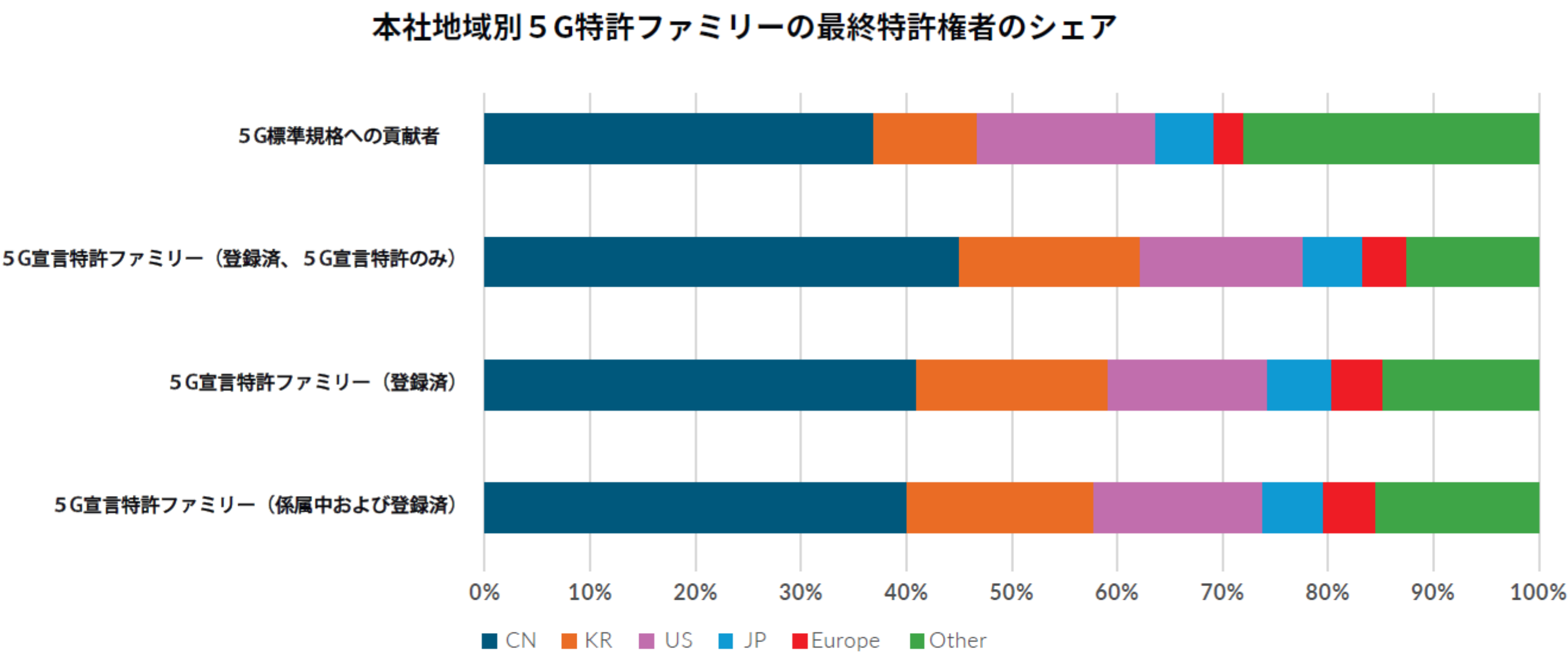


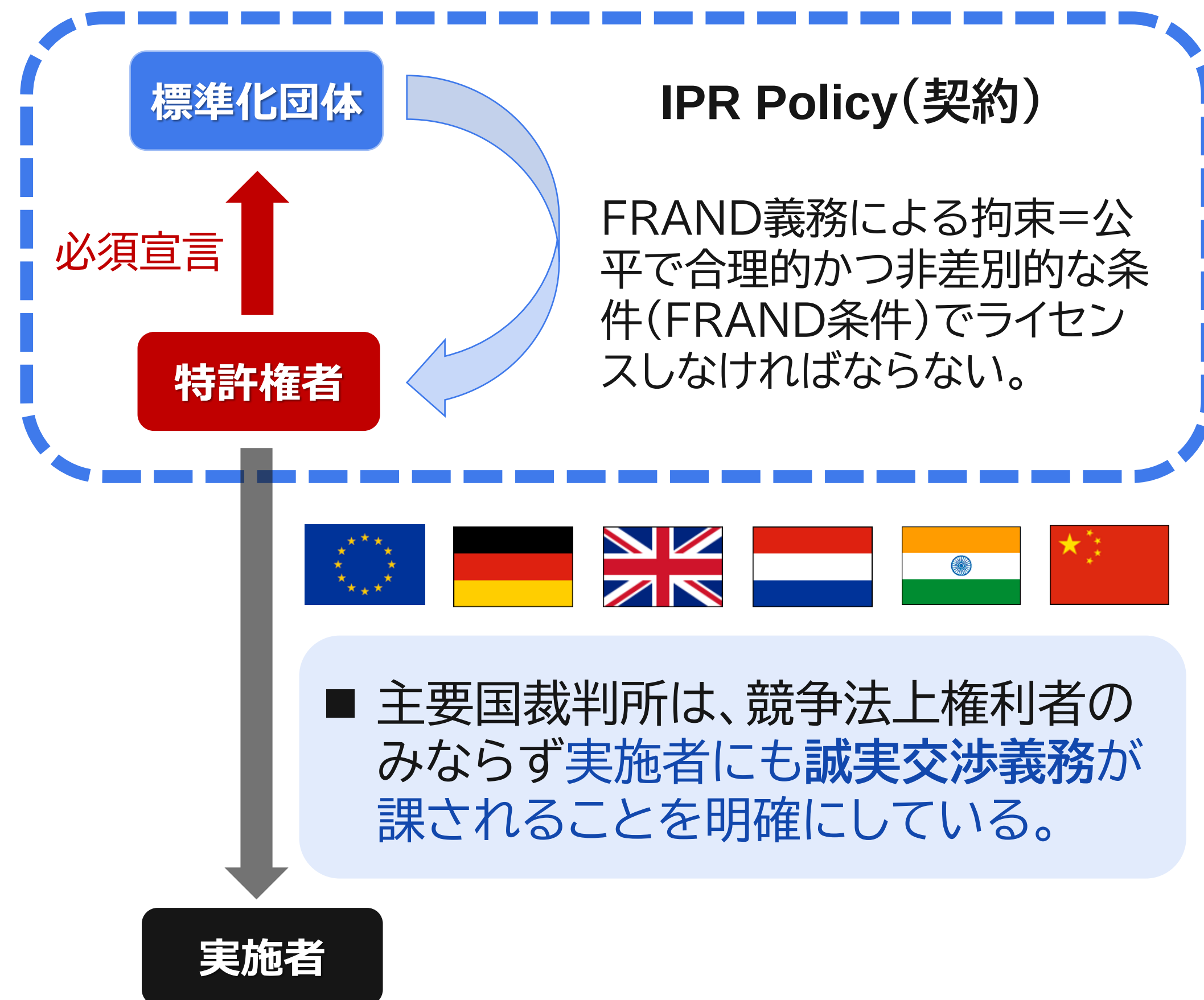
図8：本社所在地による、5G宣言特許の最終特許権者と5G標準規格への貢献者のシェア

■ Huawei、ZTE、Oppoなど、被告として各国で数多くのFRAND訴訟を経験した中国企業がSEP権利者として台頭している。

世界のFRAND訴訟判決による誠実交渉ルールの進展

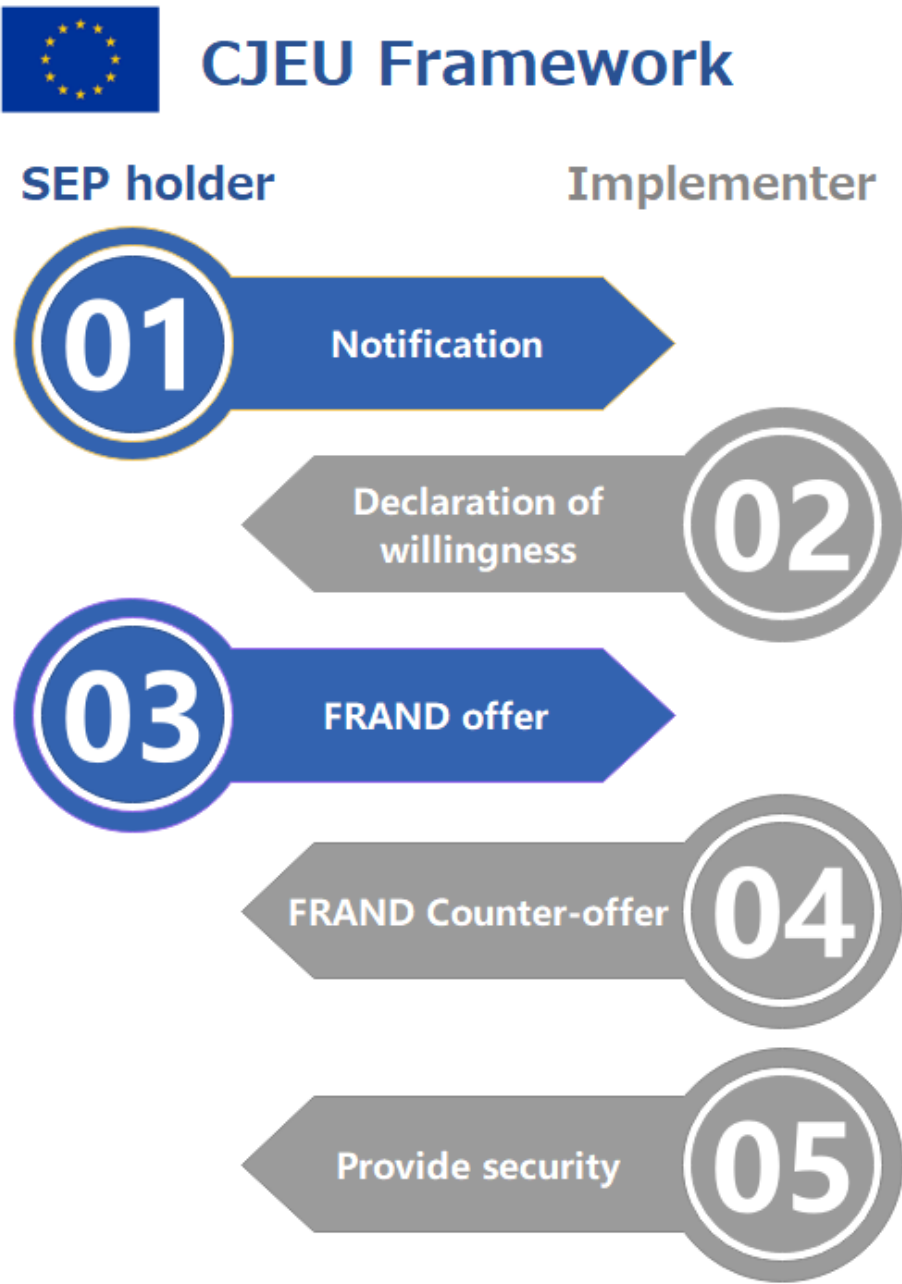
FRAND条件をどのように誠実交渉し、合意するか

- 標準化団体のIPR Policyが誠実交渉ルールを定めた例はない。
 - 競争法上の問題が生じる、などと説明される。



- 2015年に欧州司法裁判所がHuawei v. ZTE事件予備的判決で示した誠実交渉の枠組み(CJEUフレームワーク)が欧州のみならず各国で参照されており、判断枠組みのグローバルスタンダードとなっている。
 - 予備的判決は、SEPに基づく差止が支配的地位の濫用(欧州連合の競争法条約である欧州機能条約102条)に当たる場合の解釈についてデュッセルドルフ地裁の付託に答えたもの。その判断は欧州連合加盟国を拘束する。
- もっとも、CJEUフレームワークは、各交渉の段階における当事者の行動を具体的に規律するものではなかったことから、欧州各加盟国の最高裁判所判決をはじめ、その後の判決で内容の補充が試みられている。
- 2018年、2020年の特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」や2020年の経済産業省「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」もこの判断枠組みを基にしている。

CJEUフレームワーク(2015)



市場における支配的地位の濫用行為を規制する欧州機能条約(TFEU)102条の解釈として定められた。(実施者に違反があれば差止は支配的地位の濫用にあたらなない。)

1. 権利者は侵害されているSEPを特定し、侵害の態様を明らかにして訴訟外で警告する。
2. 実施者はライセンスを受ける意思を表明する。
3. 権利者はロイヤリティと算定方法を特定した書面による具体的なライセンスの申出を行う。
4. 実施者は申出を受諾しない場合には速やかに書面により対案を申し出る。
5. 実施者は、権利者が対案を拒絶した場合には銀行保証や必要な金額の供託などを担保として提供するとともに、担保額算定の根拠となる実施台数を開示しなければならない。



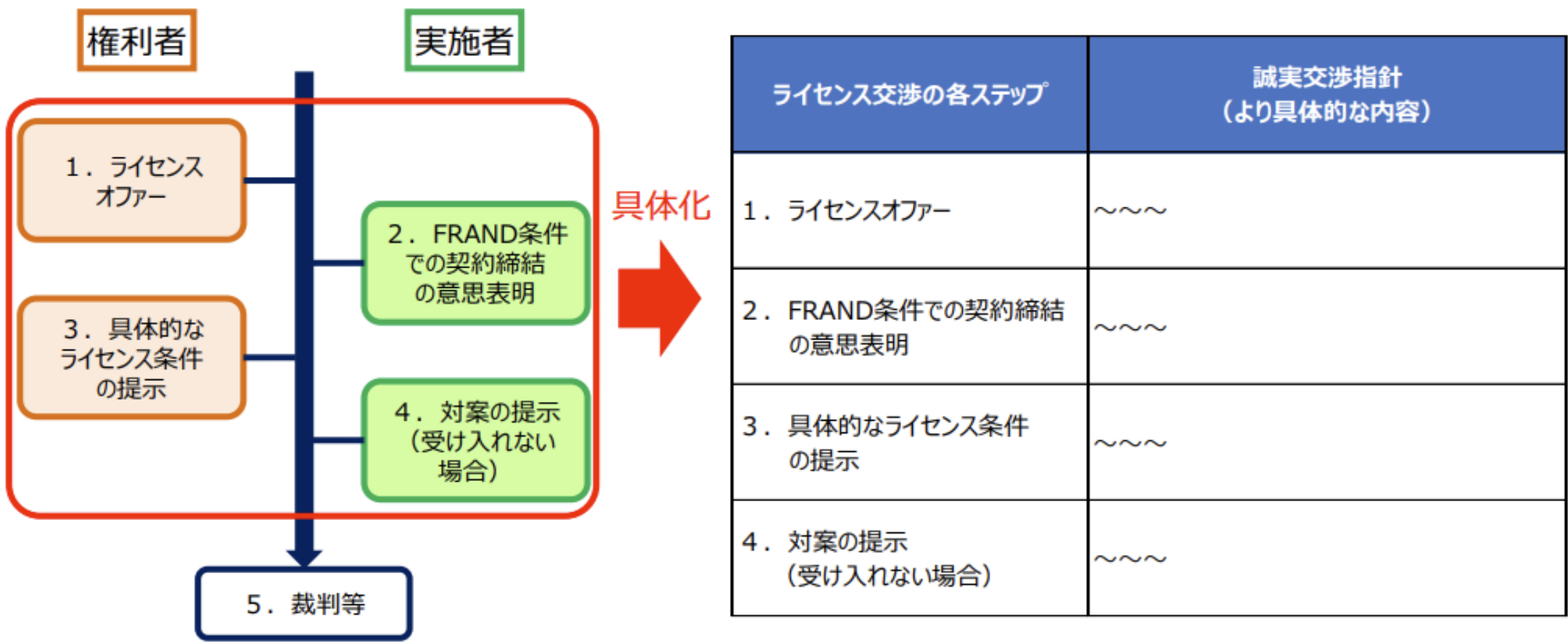
標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会 誠実交渉指針の策定に関する報告書

令和4年3月31日
経済産業省

誠実交渉指針の策定に際して具体化した事項

- 「国際的な動向も踏まえつつ」策定する観点から、当事者双方がライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理した欧州司法裁判所予備的判決に基づく枠組みを参考にしつつ、各ステップにおける対応を具体化した。

【ライセンス交渉の各ステップを具体化した誠実交渉指針のイメージ】



欧州におけるCJEUフレームワーク解釈の進展

	判決日	当事者	裁判所	事件番号
	2020.5.5	Sisvel v. Haier	ドイツ連邦最高裁判所	KZR 36/17
	2020.8.26	Unwired Planet v. Huawei	英国最高裁判所(EU離脱前の事案)	[2020] 英国SC 37
	2020.11.24	Sisvel v. Haier	ドイツ連邦最高裁判所	KZR 35/17
	2022.2.25	Philips v. Wiko	オランダ最高裁判所	ECLI:NL:HR:2022:163 ECLI:NL:HR:2022:294 and 296
	2024.11.22	Panasonic v. Oppo	欧州統一特許裁判所マンハイム地方部	UPC_CFI_210/2023
	2024.12.18	Huawei v. Netgear	欧州統一特許裁判所ミュンヘン地方部	UPC_CFI_9/2023

- いずれの判決も、実施者による**ホールドアウトを排除する必要性を重視**して実施者のライセンスを受ける意思を厳格に判断している。
 - ただし、各欧州統一特許裁判所(UPC)各判決は、特許権者による申出内容の説明義務を厳格に求めるなど、バランスの取れた判断枠組みの再構成を試みている。
- 差止認容の判断は、当事者双方が各々の誠実交渉義務を尽くしたかどうかを総合的に判断する。(総合的にみて実施者のほうが不誠実であれば差止が認められる。)
- FRAND条件は**幅のあるもの**。
権利者のFRAND義務には、実施者に最も有利なライセンス条件で合意する義務は含まれない。(🇺🇸2021年のHTC v. Ericsson事件第5巡回区控訴裁判所判決も同じ。)FRAND条件は、当事者が誠実交渉を尽くした結果得られるものであるから、それぞれ状況に応じて異なり得る。
 - 実施者が最も有利な条件を求めて交渉を滞留させると、欧州では差止のリスクが、米国では高額な支払いが命じられるリスクがある。

EU離脱後の英国: 誠実交渉を判断しない管轄へ

	判決日	当事者	裁判所	事件番号
	2020.5.5	Sisvel v. Haier	ドイツ連邦最高裁判所	KZR 36/17
	2020.8.26	Unwired Planet v. Huawei	英国最高裁判所 (EU離脱前の事案)	[2020] 英国SC 37
	2020.11.24	Sisvel v. Haier	ドイツ連邦最高裁判所	KZR 35/17
	2022.2.25	Philips v. <u>Wiko</u>	オランダ最高裁判所	ECLI:NL:HR:2022:163 ECLI:NL:HR:2022:294 and 296
	2024.11.22	Panasonic v. Oppo	欧州統一特許裁判所マンハイム地方部	UPC_CFI_210/2023
	2024.12.18	Huawei v. <u>Netgear</u>	欧州統一特許裁判所ミュンヘン地方部	UPC_CFI_9/2023



欧州連合離脱によって、欧州機能条約(TFEU)102条の拘束力がなくなった結果、英国裁判所は契約(標準化団体のIPRポリシー)の解釈によってFRANDを判断することになった。

❑ 4GLTE規格のETSI IPRポリシーであれば準拠法であるスイス法に基づいて解釈することになる。



2020年8月26日 Unwired Planet v. Huawei事件英国最高裁所判決

- 実施者との事前協議なくして訴訟を提起する行為は支配的地位の濫用にあたり得るが、必要とされる事前の警告又は協議は事件の状況によって決まる。(01)
- 実施者は如何なる具体的な条件であってもそれがFRAND条件である限りライセンスを受ける意思を表明しなければならない。(02)
- 権利者には、最も有利なライセンス条件と同等の条件を合意する必要はない(FRANDの幅を認める。)

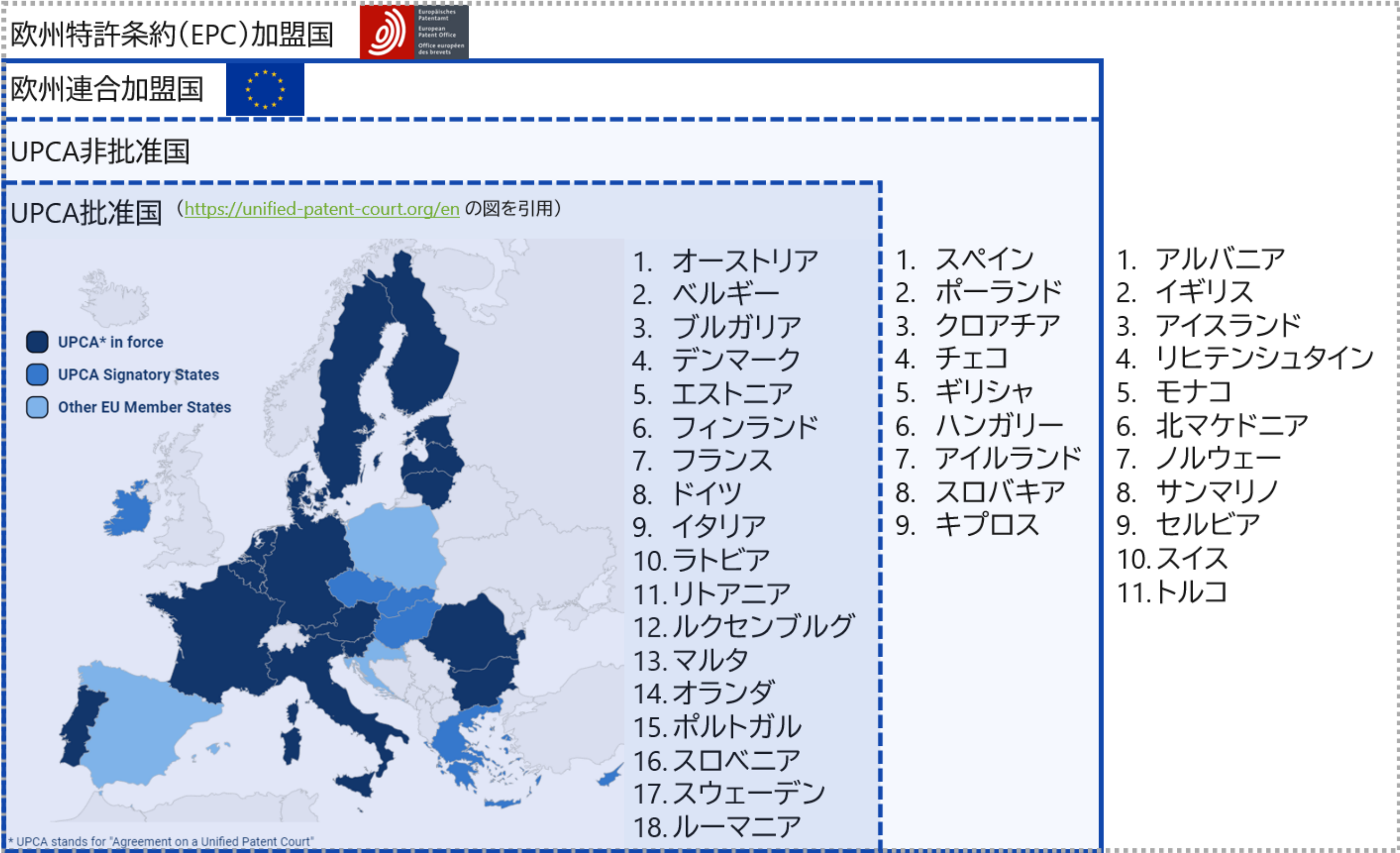
2023年7月26日 Nokia v. Oppo事件英国高等裁判所判決

- ETSI IPRポリシー6.1条の解釈として、SEP保有者は、受諾可能で**実際にFRANDなライセンス条件**をオファーする義務がある (258項)(FRANDの幅を認めない)。
- ❑ EU離脱後、英国におけるFRAND訴訟の目的は**FRAND料率の決定**につきる。
- ❑ 当事者の交渉経緯は一切考慮しない。
 - ✓ 近時は実施者がグローバルFRANDロイヤルティの決定を求める訴えが提起される傾向にある。
 - ✓ 権利者、実施者が不誠実交渉をしていても、料率決定には影響しない。(差止の基準は、裁判所が決めた料率を受け入れるかどうか。受け入れない権利者はUnwilling Licensorと認定。)

欧州統一特許裁判所(UPC)によるCJEUフレームワーク解釈の進展

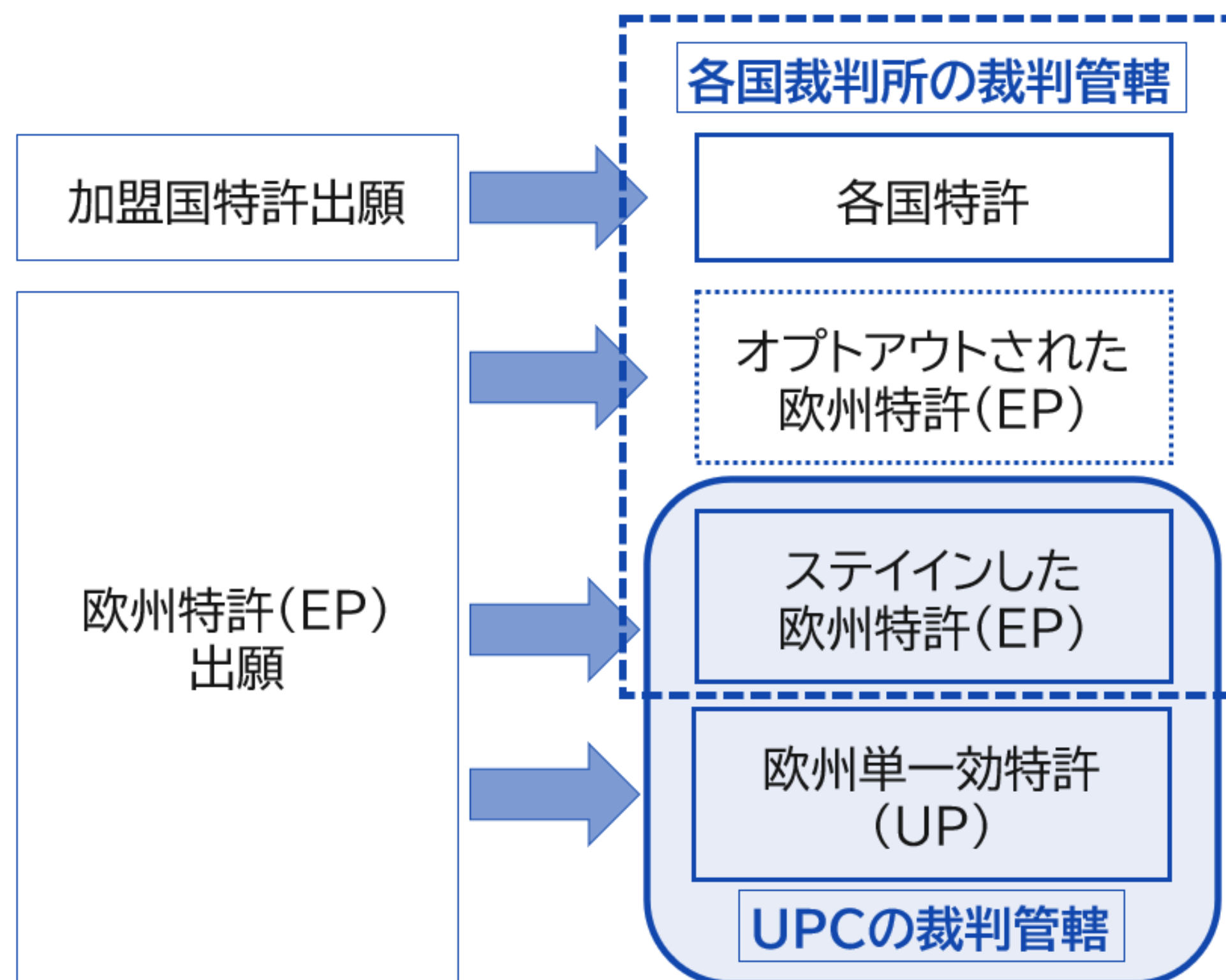
	判決日	当事者	裁判所	事件番号
	2024.11.22	Panasonic v. Oppo	欧州統一特許裁判所マンハイム地方部	UPC_CFI_210/2023
	2024.12.18	Huawei v. Netgear	欧州統一特許裁判所ミュンヘン地方部	UPC_CFI_9/2023

- 欧州統一特許裁判所(UPC)は、欧州連合加盟国のうち欧州統一特許裁判所協定(UPCA)に批准した国(現在18カ国)における特許紛争を一元的に処理することを目的として2023年6月1日に設立され、欧州単一効特許(UP)及び従来の欧州特許(EP)の侵害や有効性に関する訴訟を扱っている。
UPCの手続を利用することにより特許権者は一つの特許で複数のUPCA批准国における保護を受けることができるようになり、利用が進んでいる。
- Panasonic v. Oppo事件マンハイム地方部判決(「マンハイム判決」)ではドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデンの5カ国において効力を有する差止判決が言渡された。Huawei v. Netgear事件ミュンヘン地方部判決(「ミュンヘン判決」)では、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、フィンランド、イタリア、スウェーデンの7カ国において効力を有する差止判決が言渡された。(いずれも対象国の総人口は4億人以上)



(参考)UPCが管轄する特許

	判決日	当事者	裁判所	事件番号
	2024.11.22	Panasonic v. Oppo	欧州統一特許裁判所マンハイム地方部	UPC_CFI_210/2023
	2024.12.18	Huawei v. Netgear	欧州統一特許裁判所ミュンヘン地方部	UPC_CFI_9/2023



※オプアウト手続(UPCA 83条)

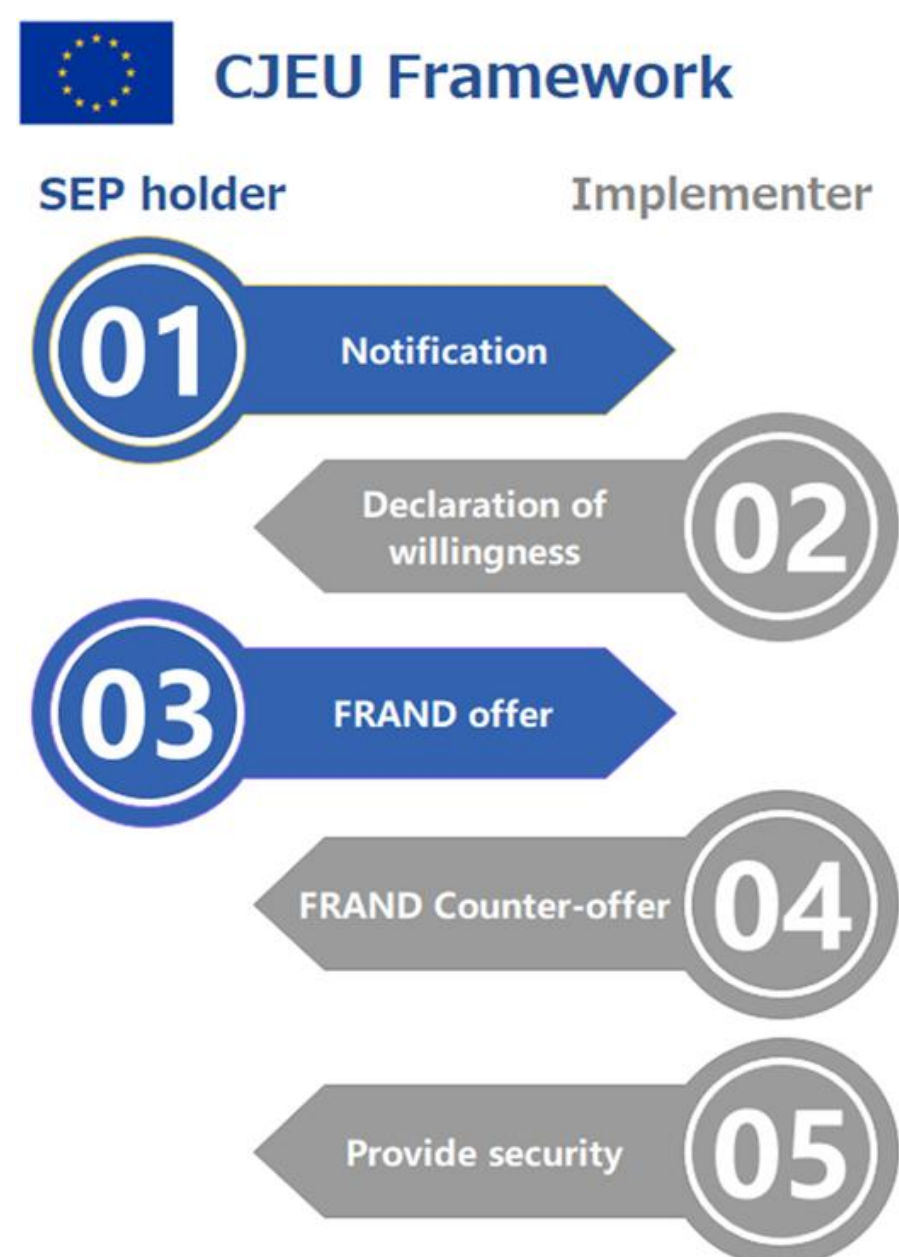
欧州特許(EP)をUPCの管轄から外す手続。

UPC協定が発効した2023年6月1日以降、最長で14年間オプアウト手続を行うことができる。
 オプアウトした特許を一度はUPCに再度オプトインすることもできる。(但し、その特許が国内の裁判所で係争の対象となると、その後オプトインはできない(オプトインブロック))。

欧州単一効特許(UP)は、批准国18カ国で広く保護を受けられる反面、無効訴訟によりすべての国での一度に保護を失うリスクもある(所謂セントラルアタックリスク)

UPCによるCJEUフレームワークの解釈

- UPCのPanasonic v. Oppo事件判決は、ドイツ、EU離脱前の英国およびオランダの各最高裁判決の判断（英国については控訴審の判断部分）を丁寧に参照しながら、CJEUフレームワークを再構成している。
- Huawei v. Netgear事件判決も、この解釈をほぼ引用して判断を調和させている。
- 両判決は、バランスの取れた誠実交渉ルールの実現に寄与したものと思われる。



■ ステップ2

ライセンスを受ける意思は口先だけの表明にとどまってはならず、ライセンス締結に向けて誠実に取り組む必要がある。**その後の行動(取引慣行に従って誠実に努力をしているか)全体を見て総合的に考慮して判断する。**ただし、意思表示行為自体は、単なる交渉の発端としての形式的なステップにすぎない。(ドイツ国内裁判所の判断との違い。)

■ ステップ2以降の当事者の行動

ライセンスを受ける意思が十分に表明された場合には、必ず権利者によるライセンスの申し出のFRAND適合性を審査すべきである。このステップを省略したり、形式的に行ったりしてはならない。権利者の申し出を詳細に検討せずに実施者の行為だけを分析し、ライセンスを受ける意思が不十分であると判断してはならない。

■ ステップ3

交渉の起点となる。SEP保有者には自身の申出の内容がFRANDに適合すると考える理由を実施者に説明する義務がある。SEP保有者による説明の程度は当事者間の交渉の進展状況によって決まる。ただし、比較可能なライセンスの内容を直ちに開示する必要はない。

■ ステップ4

実施者は、販売価格、販売数量を含む各市場における実施行為の内容を十分に説明しなければならない。実施者が実施状況を明らかにしなければ、権利者は適切なライセンスの申し出を行うことはできない。SEP保有者のオファーについて異議がある場合には、近接したタイミングでこれを提起し、見解の相違を克服する機会をSEP保有者に与える義務がある。事後的な鑑定によって正当化できない。

■ ステップ5

対案拒絶後の担保設定義務を履行しない場合には実施者にFRAND抗弁の主張を認めない。SEP保有者に担保額が十分であるかの判断を可能ならしめるため、実施者には実施情報開示の義務がある。



2つのUPC判決によるFRAND解釈の影響

欧州委員会SEP規則案は、「合意が見込めない」として取り下げへ(2025年2月11日付 [Commission work programme 2025](#))

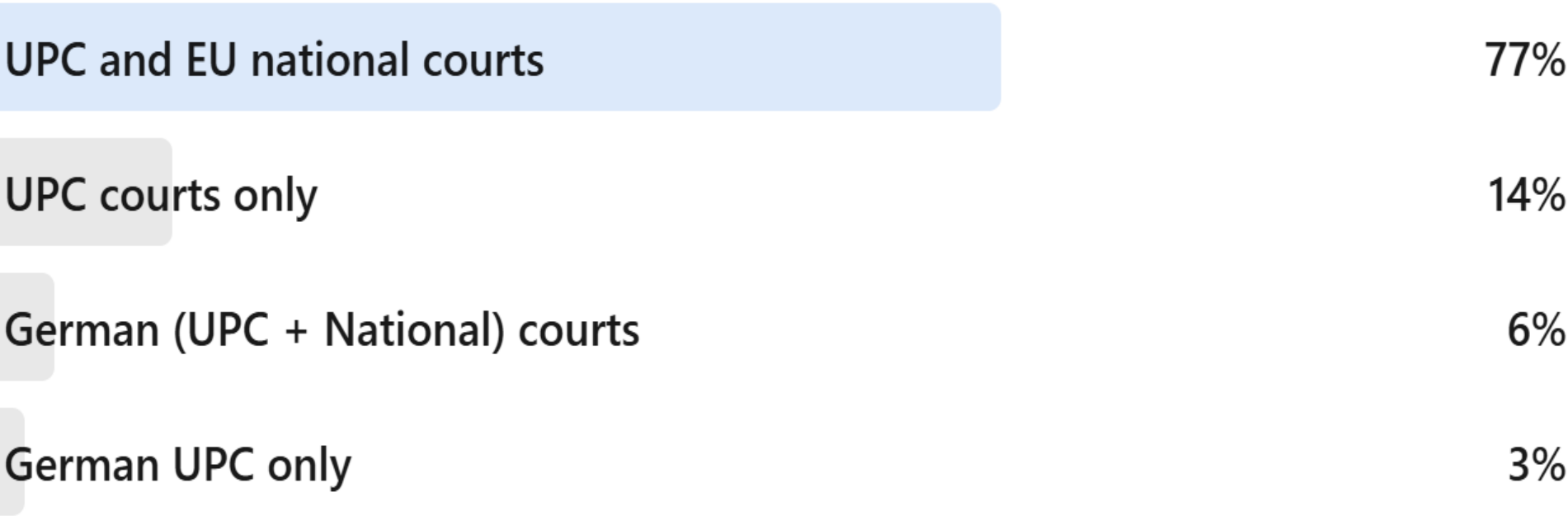
No.	References	Title	Reasons for withdrawal
14.	COM(2020)577 final 2020/0264 (COD)	Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 2018/1139 as regards the capacity of the European Union Aviation Safety Agency to act as Performance Review Body of the Single European Sky	Obsolete – changes contained in this proposal have been incorporated into the Single European Sky ("SES II +") Regulation.
15.	COM(2021)769 final 2021/0400 (COD)	Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down for certain road vehicles circulating within the Union the maximum authorised dimensions in national and international traffic and the maximum authorised weights in international traffic (codification)	Obsolete - since the adoption of this proposal in 2021, a recent amendment has been proposed by the Commission, that will make this codification proposal obsolete. The Commission will propose a new codified proposal as soon as the new amendment will have been adopted.
16.	COM(2022)222 final 2022/0160 (COD)	Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive (EU) 2018/2001 on the promotion of the use of energy from renewable sources, Directive 2010/31/EU on the energy performance of buildings and Directive 2012/27/EU on energy efficiency	Obsolete – the changes suggested by this proposal were incorporated during the discussions on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive, the Energy Efficiency Directive and the Renewable Energy Directive.
17.	COM(2023)232 final 2023/0133(COD)	Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on standard essential patents and amending Regulation (EU)2017/1001	No foreseeable agreement - the Commission will assess whether another proposal should be tabled or another type of approach should be chosen.



For SEP Study Group Japan: How will recent UPC FRAND decisions influence FRAND obligation interpretations across legal jurisdictions?



You can see how people vote. [Learn more](#)



65 votes • Poll closed

<https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7288428779436228608/>



インド初の詳細なFRANDロイヤルティ算定(比較可能なライセンスを参照)

16

デリー高等裁判所は、2015年以降の多くの裁判例において、欧州の裁判例を参考にホールドアウトを厳しく判断し、差止判決を言い渡してきた。

2024年3月28日 Ericsson v. Lava International事件 デリー高等裁判所判決

- 被告はインド第3位のスマホメーカー。行使された8件の2G・3G SEPにつき1件は無効と判断し、7件の特許侵害を認定、EricssonのSEPポートフォリオ全体に基づき損害額を算定し、約3,000万USDの支払いを命じた
- 比較可能なライセンスアプローチのFRAND準拠を認め(トップダウン・アプローチでクロスチェック)、Ericssonが提出した2件の既存のライセンス契約はEricssonの申出レート(端末価格の1.05%)と比較可能と判断した。
- ただし、8件の特許のうち1件を無効と判断したため、8分の1の無効率をポートフォリオ全体に適用した。
- 交渉遅延をさせた被告LavaのUnwilling Licenseeと認定したがその点についてのペナルティはなし。
- 交渉開始から12年、訴訟提起から9年が経過し、特許権は2020年にすべて消滅していたため、差止判決は言渡されず、損害賠償命令のみがなされた。判決書は476ページに及び各論点について丁寧な検討がなされている。



www.lavamobiles.com

2025年2月20日 Philips v. Sukesh Behlほか事件デリー 高等裁判所判決

- 被告らは、Philipsとのライセンス契約の不履行を繰り返し、契約解除後もDVDの符号化技術に関するSEPの実施したDVDの製造を続けたインドメーカー3社
- Ericsson事件判決と同様にPhilipsの既存のライセンス契約が比較可能なライセンスとして採用された。
- 被告3社を悪質な契約違反をしたUnwilling Licenseeと認定し、年利12%遅延損害利息を認めたほか、懲罰的損害賠償として115,804USDの支払いをも命じた。
- 訴訟提起から13年が経過し、特許権は特許権は2015年に消滅していた。



交渉経緯を考慮しない恐怖管轄からの脱却へ

17

これまでの状況

- 2012年以来提起された39件の特許訴訟(仮処分)のうち25件がSEPであり、うち24件について差止仮処分が申し立てられ、23件が認容された。
- SEPに基づく仮処分は主にリオデジャネイロのビジネス裁判所で申し立てられ、審尋を開かずに言渡され得る(ex parte)。なお、権利者は必須性(属否)についての報告書の提出を求められる。
- FRAND宣言特許(SEP)の侵害はNon-SEPと区別されずに審理される。

2024年5月17日 DivX, LLC v. Gorenje do Brasil

Importação e Comercio de Eletrodomésticos Ltda.,
Toshiba do Brasil Ltda. and Multilaser Industrial S.A.
事件リオデジャネイロビジネス裁判所判決

SEPに基づく差止仮処分を命じるための基準を初めて定立した。

1. SEP保有者は、FRAND義務を履行してライセンスを申し出たこと
2. 審尋を開かずに差止が命じられるためには、裁判所が任命した専門家が、裁判官の質問に答える簡潔かつ公平な意見を裁判所に提出したこと
3. 利害関係者が明確に特定した営業秘密以外の手続の情報が公開されること
4. SEP保有者によって担保提供がなされること。

今後、1. の要件を要求する判断手法が7箇部あるビジネス裁判所の各部やFederal Court of Appealにも広がっていくのか、またその具体的な要件が注目される。



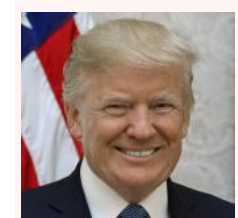
ITCによる輸入排除命令の可能性の高まり

US Policy Statementの変遷



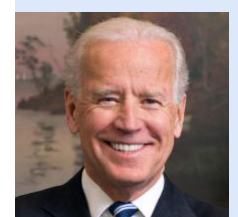
2013
PS

- 2013年1月8日、司法省(DOJ)と米国特許商標庁(USPTO)が、米国国際貿易委員会(USITC)に対して、ライセンス交渉を拒絶した等の特段の事情がない限り、**SEPに基づく輸入差止命令(米国関税法337条)**を行うべきではないとする共同声明を発表。
- 2013年6月4日、ITC(米国国際貿易委員会)がSamsungの申立に基づきAppleのiPhone 4ほかの輸入禁止処分を命じると、26年ぶりに大統領拒否権を行使した。



2019
PS

- DOJとUSPTO、国立標準技術研究所(NIST)が、SEPによる輸入差止を否定した2013PSは誤りであったとして**撤回**。
 - ✓ 差止、故意侵害に対する懲罰的増額賠償、ITCによる輸入差止命令は、**SEPの侵害事件においても適用可能**。
 - ✓ FRAND紛争に競争法上の問題は生じない。価格談合がない限り反トラスト法を適用しない。



なし

- 2021年12月6日、DOJ、USPTO、NISTが、誠実交渉のフレームワークを示した新PSのドラフトを発表し、意見募集を実施。
 - ✓ FRAND紛争は競争法上の問題を生じさせる。
- DOJ、USPTO、NISTはPSの合意に至らず、2022年6月18日に**2019 PS自体を撤回**(以降、PSの空白が生じた)。



- トランプ政権が2019年のPolicy Statementを復活させるかは不明

Ericsson v. Lenovo (No. 337-TA-1375)

- 和解前には、ITCが最終的に初期決定を承認し、輸入差止を命じる可能性が高いと予想されていた。
 - 2024年12月17日、ITCがLenovoが、Ericssonの4件の有効な5GSEPを侵害していることを認定し、LenovoによるMotorola phoneの輸入について米国関税法337条違反を認定する初期決定
 - 2024年9月17日に提出された意見書は**EricssonによるFRAND義務の遵守とLenovoによる交渉遅延行為**を詳細に検討し、LenovoをUnwilling Licenseeと認定していた。

eBay事件連邦最高裁判所判決(2006)の特許に基づく差止禁止原則はITCの排除命令には及ばず、2013PSは撤回されていることから、今後の事件で排除命令がなされる可能性がある。

誠実交渉ルールの進展には寄与しない英中の管轄争い



英中の管轄争いの背景

20

端緒は英国の2020年8月26日Unwired Planet v. Huawei事件最高裁判決

- 英国の裁判所が、当事者の同意なくとも、他国のSEPを含めたグローバルライセンスのロイヤルティを判断する国際管轄権を有することを宣言した。
- 当時、Huaweiの実施品の大部分は中国国内で販売されており、英国における売上は全体のたった1%に過ぎなかったほか、Huaweiはグローバルライセンスの言渡しに同意していなかった。
- さらに、中国の裁判所のグローバルライセンスの裁判管轄権を否定した。

これらの事情が、その後の中国裁判所によるグローバルライセンス管轄権の宣言やAnti-suit injunction(禁訴令)の発令による他国の訴訟への干渉の引鉄になったものと考えられる。

2020年10月16日 OPPO v. Sharp事件武漢市中級人民法院判決

- Sharpによる管轄異議の申立を棄却し、同裁判所にグローバルライセンスの裁判管轄権があることを確認する判決を言渡し、その後2021年8月19日に最高人民法院がこの判断を認める判決を言渡した。

Anti-suit injunction(禁訴令)

- 裁判管轄権の衝突が発生した際、ある国の裁判所が、他の国の裁判所で訴訟を開始又は継続することを禁止する命令をいい、英国に起源を有する。
- 2020年以降、中国の裁判所がドイツ、英国、米国ほか他国の裁判所に係属する訴訟に対するASIを発令し、さらにこれに対抗する他国の裁判所によるAnti-anti-suit injunctionに対してAnti-anti-anti-suit Injunctionを発令するというASIの応酬が増えた。
- Huawei v. Conversant事件における2020年8月27日最高人民法院決定やShaomi v. InterDigital事件における2020年9月3日武漢市中級人民法院決定は、違反行為に対して一日あたり100万元(日本円で約1950万円)の高額な過料が課された。
- 当事者が他国において言渡しを受けた自己に有利な判決の執行を断念して、早期に不利な和解を余儀なくされるという問題がある。
- 中国企業が5G特許の大きなシェアをもち、中国政府が中国標準2035を掲げてSEP戦略の強化を進めていることからすると、ASIは中国企業の支払うFRANDロイヤルティを低廉に抑えるためのツールから中国企業の特許権利行使を容易にするためのツールに変容することも予想され、引き続き注視する必要がある。



暫定ライセンスの抗弁認容の衝撃(Court of Appeal)

21

2024年10月3日 Panasonic v. Xiaomi事件控訴裁判所判決

- 高等裁判所(一審)は、訴訟係属中にXiaomiが求めた暫定ライセンスの抗弁を退けた。
 - 抗弁の内容は、英国の本訴でグローバルFRANDロイヤルティが決定するまでの間、PanasonicがXiaomiに対して仮のライセンスを付与し、**他の管轄で取得した差止命令を執行しないことに同意するとの宣言**を求めるもの。
 - 高等裁判所は、契約論に基づき、ETSIのIPRポリシー上特許権者にそのような義務はないとしてXiaomiの抗弁を退けたが、この判断部分が控訴された。
- 控訴裁判所のArnold判事は、暫定ライセンスの期間を決定し、**Panasonicがwilling licensorであれば暫定ライセンスを付与するであろうとの宣言する内容の判決を言渡した。**また、原告Panasonicは英国裁判所によるグローバルFRANDレートの決定を受け入れると約束しながら、UPCほかでの差止請求訴訟を継続してより有利な条件を得ようとすることは矛盾すると批判している。(ただし、後述Ericsson v. Lenovo事件とは異なり、その後の判決でPanasonicがUnwillingであると認定された事実はない。)

本判決によれば、**英国で侵害訴訟を提起し、その決定に基づくグローバルFRANDレートを受け入れることを約束すれば、他国で訴訟前の交渉経緯を判断してもらう利益を放棄することになる。**

さらには、**そもそも誠実交渉は不要**ということにもなりかねない。

Arnold判事は、本判決は命令ではなく宣言に過ぎないと各講演で主張しているが、本判決はPanasonicの**breach of undertaking**を認定している[87項]。

Breach of undertakingは、法廷侮辱罪を構成し、制裁として**会社資産の差押、無制限の罰金、取締役の最大2年間の禁錮**が科されるおそれがあることからすると[37項]、このような判決は当事者にとっては強烈な不意打ちであり、その後の行動に与える影響は計り知れない。



Lord Justice Arnold
www.judiciary.uk





暫定ライセンスの抗弁認容の衝撃(Court of Appeal)

22

- なぜ控訴裁判所(Arnold判事)はこのような強引な認定をしたのか。

1. 2024年9月19日 控訴裁判所 hearing期日
 2. 2024年10月3日 控訴裁判所判決
 3. 2024年10月7日から9日 UPCマンハイム地方部 hearing期日
- ✓ PanasonicにUPC訴訟を取り下げさせるためと想像される。

- 暫定ライセンスは実施者当事者(差止訴訟の被告・料率確認訴訟の原告)を利するものか？

- 「暫定ライセンスの金額(及びライセンス条件)は特許裁判所が最終的に決定するライセンス条件によって増減されることになる。」[100項]、「暫定ライセンスの抗弁についての控訴を認め、私が示した暫定ライセンス条件(期間等)を修正することを条件として、求められた宣言を認容する。」[102項]としている。
修正する当事者はPanasonicであったことが合理的に予想されるが、そうであれば、Xiaomiにとっても不意打ちで、両刃の抗弁であることになる。
- 両当事者にとって予測可能性のない判断である。

Panasonic判決以降の暫定ライセンスの判断は、帝国主義的で国際礼譲に反するほか、さらに以下の2つの判決は契約法理で説明することが困難であるとも批判されている。

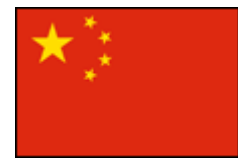
2025年1月28日 Alcatel Lucent & Nokia v. Amazon事件判決

- **Alcatel Lucent及びNokiaは英国裁判所にFRAND料率決定を求めておらず**、英国裁判所が決定するFRANDロイヤルティを受け入れるとの約束をしていなかった。それにも関わらずArnold判事は、Nokiaらが**他の裁判管轄で訴訟追行することはITUポリシー(スイス法)に反すること**を理由にAmazonが暫定ライセンスの宣言を求めるために、主張の修正を許可した。

2025年2月28日 Ericsson v. Lenovo事件判決

- **Ericssonも英国裁判所にFRAND料率決定を求めておらず**、英国裁判所が決定するFRANDロイヤルティを受け入れるとの約束をしていなかった。それにも関わらず、Ericssonが他の裁判管轄で訴訟追行したことはETSI IPRポリシー(フランス法)の誠実交渉義務に違反すると認定。Lenovoの主張を認め、Ericssonの立場にあるwilling licensorはLenovoとの暫定ライセンスに合意するであろうと宣言した。また、この宣言が国際礼譲に反するとのEricssonの主張を退け、その後、EricssonをUnwilling Licensorと認定した。

パテントプールのロイヤルティに司法判断が及ぶか



2024年5月26日 TCL v. Access Advance事件 中国最高人民法院判決

- 中国の裁判所はパテントプールのグローバルSEPロイヤルティを設定できると判示したと報道された。(2024 最高法知民終 88 号・非公開)
- 最高人民法院は、これまでOppo v Sharp (2021)、Oppo v Nokia (2022)、Oppo v InterDigital (2023) の3つの判決において、2社間のグローバルロイヤルティを判断できることを確認していた。
- その後Access AdvanceはTCLほか中国企業と和解。
- カポス元USPTO長官らが連盟で意見書を提出(公開)
 - パテントプールに致命的な打撃を与え、訴訟手続に参加していないライセンサーの権利を害する。
 - パテントプール運営者は、判決内容をもってライセンサーやその保有特許を拘束する権限を有しない。
 - ライセンサーを拘束することになれば、その交渉の機会を奪うことになる。



2025年3月6日 Tesla v. InterDigital / Avanci事件 英国控訴裁判所判決

- Teslaは、Avanciの5G車両向けライセンスプログラムの車両1台あたり32ドルのレートがFRANDではないことの確認とこれに代わるグローバルFRANDレートの設定等を求めていたが、2対1の評決で、これらを審理する管轄権がないとの原審の判断を支持した。
- 原審の英国控訴院は、Avanciに対する請求の法的根拠がなく、ライセンサーの代表ではないInterDigitalに対する訴訟も不公平であると判断していた。
- 多数意見(Philips LJ、Whipple LJ)はさらに、ETSIのIPRポリシーに基づく契約上のFRAND義務は、他の権利者と集団でライセンスすることには及ばないと判断している。
 - 英国は2020年のEU離脱後、FRAND義務をそれまでの競争法(TFEU 102条)ではなく、契約理論(標準化団体のIPRポリシー)によって解釈している。
- 反対するArnold 判事は、AvanciがFRAND義務を負っていなくても、そのロイヤルティがFRANDである義務があることをTeslaは確立できるとし、InterDigital以外のライセンサーの参加を認めることを想定した。

日本と企業の状況



日本の状況

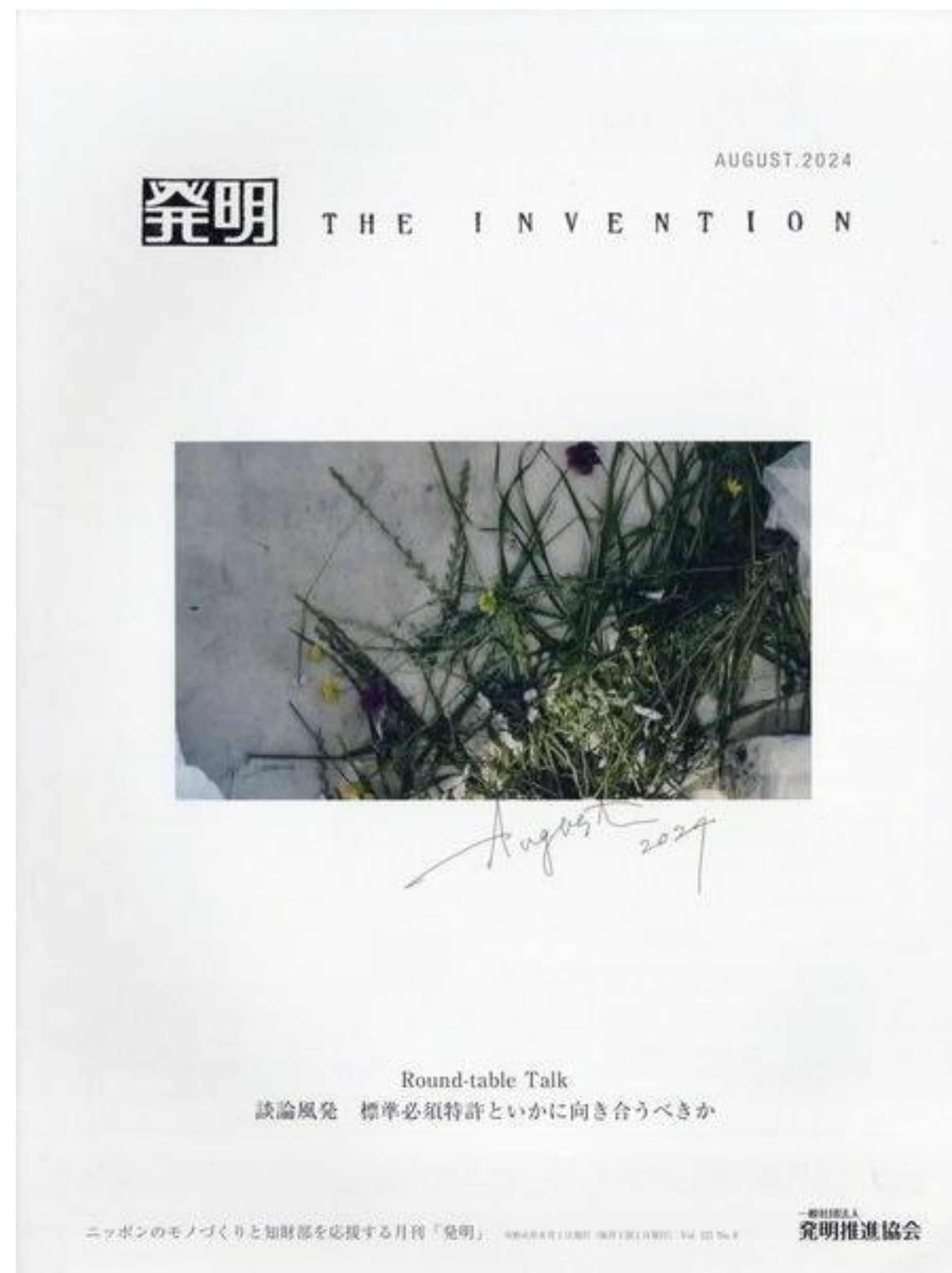
- 2014年5月16日アップル v. サムスン事件知財高裁決定
 - FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しない者に対する差止めは許される。
 - もっとも、FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないとの認定は厳格にされるべきである。
- 「大合議事件判決の権利濫用の適用が外れるのは、向こう見ずな侵害者であって、ライセンス料を一切払う気はないというようなきわめて例外的な事例にとどまる」(田村善之[判批]NBL1033号40頁(2014年))
- 田村説の解釈によれば、2015年以来各国の裁判例がホールドアウトを認定した行為も許容されることになると思われる。(∵各国の裁判例上、Unwillingと認定された被告が**ライセンス料を一切払う気はないという向こう見ずな実施者**などであったことはない。遅延戦術を尽くしつつも自己に有利な対案提示や担保提供を行うのが通常である。)
- 田村教授のいう「知財高裁の試行錯誤を経ることなく、時期尚早的な大合議判決(勇み足判決)によるルール化」(「考察・知財高裁」)の典型例ではないか。

10万円以上の携帯端末販売割合(2023年の推定・DeepThink)

国・地域	割合	人口	主な特徴
日本	30-35%	1.2億	iPhoneシェア高(約50%以上)、キャリア補助金・分割払い普及
アメリカ	30-35%	3.4億	iPhone・Samsung Galaxy主流、キャリア契約による分割払いが一般的
中国	18-22%	14.2億	Huawei/Xiaomi高級機種・iPhoneが存在感、中価格帯中心の市場
ドイツ	20-25%	0.8億	高所得層多く、Samsung/Appleフラグシップモデル需要高
イギリス	22-27%	0.7億	キャリア補助金・分割払いがドイツより普及、高価格帯需要やや高
インド	4-5%	14.3億	低価格帯(2万ルピー以下)が主流、Appleシェア低
ブラジル	3-5%	2.2億	輸入関税高で端末価格高騰、所得格差も大きくプレミアム端末割合低

- 世界のFRAND訴訟の多くが確信的ホールドアウトを行う実施者に対して提起されたもの。
日本には差止制度があり、高価格帯の携帯端末が多く販売され、ドイツやイギリスより人口が多いにも関わらず、いつまでも紛争解決地として選択されないのは、差止制度がホールドアウトに対する抑止として機能していない(と思われる)から。
- インドのように、他国の裁判例から学び、誠実交渉ルールを法規範としてアップデートさせていかなければ、日本がFRANDのルールの進展や標準技術の普及に貢献することは期待できないのではないか。

IPBC Europe 2024のSessionから



102条)に当たるとの判断を示した後、2015年の「ファーウェイ対ZTE事件」欧州司法裁判所判決は、ライセンスを受ける意思の有無を判断するための交渉のフレームワークを示しました。もっとも、このフレームワークは2009年の「オレンジブックスタンダード事件」ドイツ最高裁判決が、実施者に無条件に拘束的ライセンスを受けることを要求していたことなどと比べると実施者に有利なフレームワークであると言われていました。

しかし、その状況は2020年に言い渡された「シスベル対ハイアール事件」ドイツ最高裁判決によって大きく変わります。この判決は、標準技術の普及を妨げているのは実施者のホールドアウト[※]、すなわち遅延戦術を取ってライセンス契約の締結を免れようとする行為であると明言し、被告の交渉態度を厳しく判断して差止めを認めています。ホールドアウトに厳しい目を向ける傾向は同じ年の「Unwired Planet 対ファーウェイ事件」英国最高裁判決

や2022年の「フィリップス対Wiko事件」オランダ最高裁判決でも踏襲されています。

シスベル事件ドイツ最判が言い渡されると、日本でも報道された一連の「ノキア対ダイムラー事件」判決など、せきを切ったように下級審でSEPに基づく差止判決のラッシュが起きました。

ドイツの裁判所はFRAND[※]のロイヤルティーの算定をしません。したがって、ライセンスを受ける意思の有無は、もっぱら外形的な交渉態度で判断されます。さらに、この2年ほどは、権利者が比較可能なライセンス契約を多く締結してライセンス実績を積み上げれば積み上げるほど、実施者の交渉の余地がなくなるような判断がなされており、ドイツにおけるSEP保有者の保護は加速している印象があります。

二又：2015年あたりから非常に多くの判例が積み重ねられています。この前、慶応義塾大学のシンポジウムでドイツのZigann判事[※]がドイツだけでもSEP判決数はこの10年で53件だと

言っていました。翻って、わが国では2014年の大合議判決を含め数件しかありません。このような状況をどう解釈すべきか悩ましい問題ですが、松永さんいかがですか。米国での状況についても触れてください。

松永：今年3月にドイツのミュンヘンで開催されたIPB Europeのセッションで、パネリストが「日本の裁判所で権利行使だって？ 冗談だろ？」と発言し、聴衆からどっと笑いが起きたのを見て悲しい気持ちになりましたが、日本企業を含め、SEP保有者のJapan passingの状況はかなり厳しいものがあります。私は、日本はライセンスを受ける意思の判断について信頼される裁判管轄になり得ると思っているのですが。

米国は2006年のeBay事件連邦最高裁判決以来、SEPに基づく差止判決の言い渡しはないものの、2010年代からロイヤルティー算定を行う裁判管轄として発展してきました。2020年代の傾向として、陪審員裁判において

ホールドアウト

SEPについては差止めが認められないだろうと見込んだ実施者が、ライセンス交渉を拒否したり、遅延したりするなど、誠実に交渉に臨まないこと。

FRAND

公正、合理的かつ非差別的な (Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory) ライセンス条件のこと。SEPに係る権利者は標準化団体に対して、当該SEPをFRAND条件でライセンスする旨を申し出ている (FRAND宣言)。

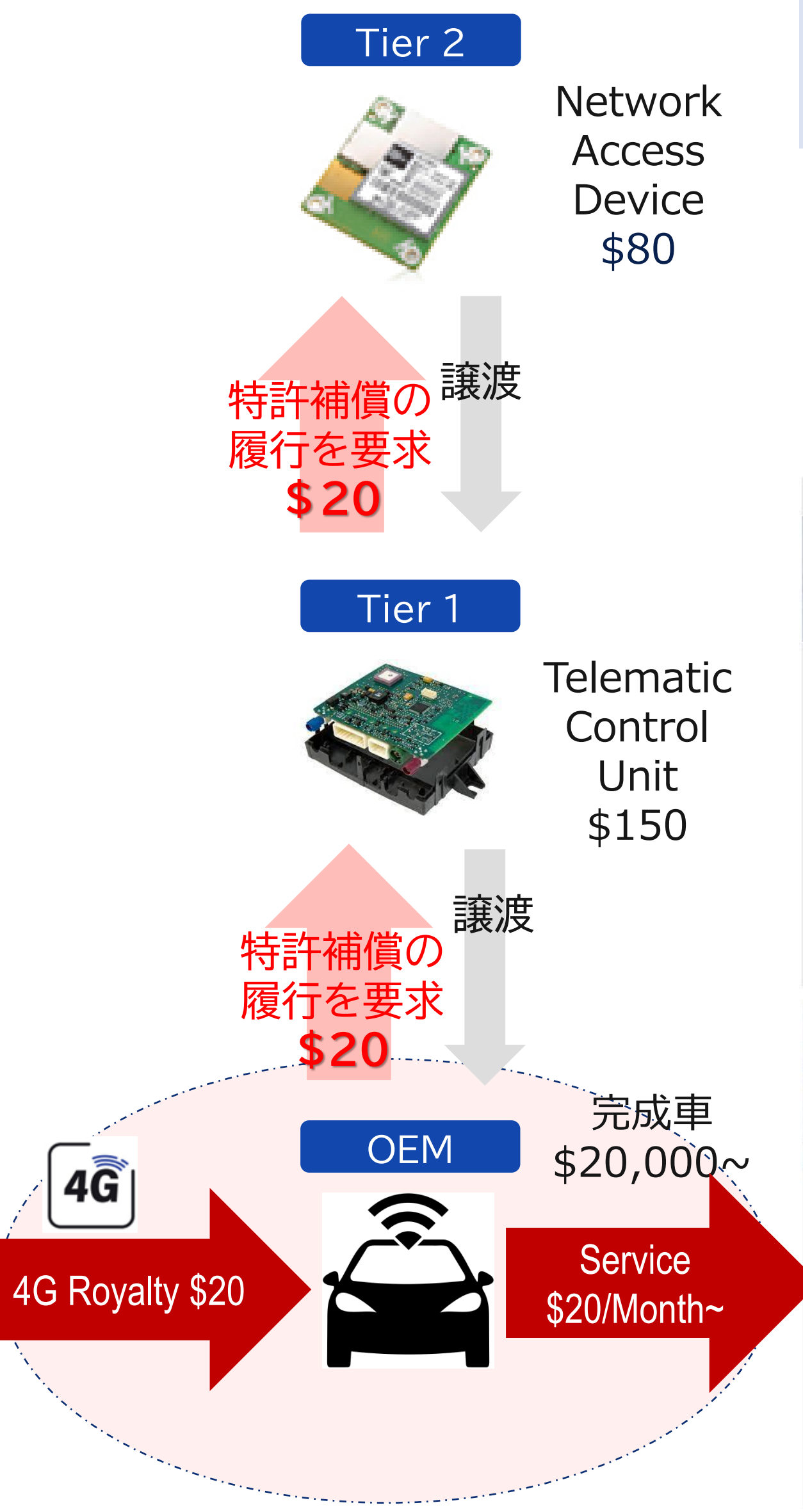
Zigann判事

Dr. Matthias Zigann。欧州統一特許裁判所 (UPC) ミュンヘン支部判事、ドイツ・ミュンヘン高等裁判所第38民事部 (知的財産) 部総括判事。

未だに続くSEP求償問題：特許保証・補償は、Non-SEPと区別して考える必要があるのでは

ライセンスの対価負担について、サプライチェーンの中で関係者が議論して対処されることが重要である。(知的財産推進計画2024)

- 交渉についての協力を求めるのは別として、サプライヤーへの求償を前提とする権利者との交渉は、交渉遅延を生じさせるリスクがある。



KOSTENLOS TESTEN		KOSTENLOS TESTEN		UNSERE EMPFEHLUNG		KOSTENLOS TESTEN		KOSTENLOS TESTEN	
	BMW Drive Recorder		Adaptives M Fahrwerk		Aktive Geschwindigkeitsregelung mit...		Apple CarPlay Vorbereitung		Driving Assistant Plus
Das System erkennt Unfallsituationen und zeichnet automatisch Daten um Ihren...		Straff sportlich oder sanft komfortabel auf Knopfdruck. Dieses Fahrwerk passt sich...		Fahren Sie entspannter auf langen Strecken und im Stop-and-go. Ihr BMW regelt die...		Drahtlos, direkt und komfortabel. Bedienen Sie Funktionen des iPhones mit...		Ihr BMW beschleunigt und bremst selbstständig. Er hält den Abstand zum...	
ab 20,00 € / 1 Monat		ab 20,00 € / 1 Monat		880,00 € / Unbegrenzt ¹		300,00 € / Unbegrenzt ¹		ab 40,00 € / 1 Monat	
	Details		Details		Details		Details		Details
	Real Time Traffic Information		Traffic Camera Information		Fernlichtassistent		BMW IconicSounds Sport		BMW Remote Services
Dem Stau immer einen Schritt voraus. Mit Verkehrsinformationen in...		Sind Sie viel mit Ihrem BMW außerhalb von Deutschland unterwegs? Dieser Dienst war...		Blenden Sie das Fernlicht nicht mehr selbst auf- und ab. Das macht Ihr BMW automatisch....		So wird das Fahren zum noch intensiveren Erlebnis. Je nach Fahrmodus spielt Ihr BMW de...		Mit diesem digitalen Service bleiben Sie mit Ihrem BMW auf Tuchfühlung. Steuern und...	
69,00 € / 1 Jahr		20,00 € / 1 Jahr		ab 10,00 € / 1 Monat		150,00 € / Unbegrenzt ¹		0,00 € / Unbegrenzt ¹	
	Details		Details		Details		Details		Details
								BMW Service Inclusive	
								Einmal abschließen und langfristig sparen. Machen Sie sich jetzt und für den Zeitraum...	
								ab 548,59 € / 3 Jahre oder 40.000 km für ein Neufahrzeugpaket BMW 3er (08KA)	
								Details	
								Kartenupdate	
								Mit automatischen und manuellen Updates kommen Sie ohne Umwege ans Ziel. Ih...	
								89,00 € / 1 Jahr	
								Details	

SEPの特許保証も補償も履行不能。将来分をどうするか？

【特許補償条項の例】

1. サプライヤーは、顧客に納入する物品並びにその製造方法及び使用方法が第三者の特許権を侵害しないことを保証する。
2. サプライヤーは、物品に関し、第三者との間で知的財産権侵害を理由とする紛争が生じた場合、自己の費用と責任でこれを解決し、または顧客に協力し、顧客に一切の迷惑をかけないものとする。顧客に損害が生じた場合には、サプライヤーは顧客に対してその損害のすべてを補償する。

実施を回避しうるNon-SEPと異なり、標準技術を実装する以上実施が不可避なSEPについては、そもそも特許補償を履行できる可能性がない。

したがって特許保証合意(1項)をSEPに適用する許容性はない。

特許補償合意(2項)についても、完成品価格ベースのロイヤルティの補償を上流のサプライヤー支払えるはずがない。(事業を継続できない。)

したがって特許補償(2項)をSEPに適用する許容性がない。

SEPは特許保証・特許補償の合意から除外し、ロイヤルティは製品コストとして完成品のユーザーに転嫁せざるを得ない。

- IoT製品(完成品)にSEP実施部品が搭載される際に見直しが必要であった契約条件の問題。
- 解決されないと、自らのサプライチェーンを壊してしまう恐れがある。(その結果安全保障問題を生じさせることもある。)
- 過去分については、サプライチェーン内での按分負担、将来分については特許保証・補償の見直しが望ましい。

SEPロイヤルティは、部品代と同じ。標準規格を実装するための必須コスト。

SEP戦略への示唆

日本企業のSEP戦略への示唆

SEPは安全保障にも関わる重要なインフラであり、しばしば行政が司法によるルールメイキングに介入しようとするものの、成功した例は見受けられない。

■ 2021年ドイツ特許法139条改正

- 2度のパブリックコメント募集を経て差止制限規定が設けられたが、2016年の連邦最高裁判決の規範(均衡要件)を確認するにとどまるもの
- 改正後も均衡要件が障害になることなくSEPに基づく差止判決が言い渡されている。(2022年5月20日 IP Bridge v. Ford事件ミュンヘン地裁判決ほか)

■ 米国Policy Statements

■ 経産省2020年標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方、2022年誠実交渉指針

■ 2023年欧州委員会のSEP規則案

- UPC判決後に取下げ手続に入る。

■ 2024年欧州委員会のアミカス・キュリエブリーフ(HMD v. VoiceAge事件を審理するミュンヘン高裁に提出)

- 2つのUPC判決及びミュンヘン高裁判決に否認される。

したがって、絶え間なく進化し変動する主要国の司法判断(誠実交渉ルールの策定やロイヤルティ判断のルール、いずれが本質であるのか)を注視し、形成されるルールの中で事業計画や判断をアップデートする必要がある。

- UPCをはじめとする欧州の裁判例がFRANDロイヤルティは誠実交渉の成果であることは普遍のルールとなるのではないか。
 - UPCルールはドイツ国内裁判所ルール(ミュンヘン、マンハイム地裁)の判断手法に影響を及ぼすか。
- 誠実交渉を前提としない、英国控訴裁判所の判断は、権利者、実施者いずれにも予測不能なリスクとなっているが、いずれ解消していくのか。
- Samsungが実施者として権利者ZTE(中国国営企業)を英国でロイヤルティ確認訴訟を提訴したところ、ZTEが中国、ドイツ、UPCで侵害訴訟を提起する時代となり、いよいよ中国裁判所が権利者保護のためにASIを発令するのか。
- 世界で数多くの大型訴訟を経験し、権利者として台頭する中国企業が競争をより熾烈にしているグローバル市場において、標準の本質は仲間づくりで特許はその障害という考えで生き残れるか。

ご清聴ありがとうございました。